

平成 23 年 4 月 1 日

暴力団排除条項の導入に伴う貯金規定の改正について

JA 鳥取いなばは、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ)等を踏まえ、平成 23 年 5 月 1 日付で、下記の貯金規定に暴力団排除条項を導入し、同日より新規定の適用を開始することといたしました。

暴力団排除条項とは、貯金者(またはこれから貯金取引を開始しようとする者)等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当組合の判断により契約をお断りまたは解約させていただくことを定めた条項です。

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

1. 改正内容

貯金取引を開始するに際して「貯金開設時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合」、「貯金者が暴力団員等に該当すると判明した場合」または、「貯金者が暴力的な行為等をした場合」に貯金開設をお断りすることを明記しました。

「貯金開設時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合」、「貯金者が暴力団員等に該当すると判明した場合」または、「貯金者が暴力的な行為等をした場合」に、貯金取引を停止し、または貯金者に通知することにより貯金口座を解約できることを明記しました。

2. 改正する貯金規定

普通貯金規定	自由金利型定期貯金「大口定期」規定
普通貯金無利息型(決済用)規定	自動継続自由金利型定期貯金「大口定期」規定
総合口座取引規定	変動金利定期貯金規定
総合口座(普通貯金無利息型)取引規定	自動継続変動金利定期貯金規定
営農総合口座取引規定	積立式定期貯金規定
貯蓄貯金規定	財産形成期日指定定期貯金規定
通知貯金規定	財産形成年金貯金規定
期日指定定期貯金規定	財産形成住宅貯金規定
自動継続期日指定定期貯金規定	譲渡性貯金規定
自由金利型定期貯金(M 型)「スーパー定期」規定	定期積金規定
自動継続自由金利型定期貯金(M 型)「スーパー定期」規定	

以上